平成２８年（フ）第２５号
福岡県直方市大字感田2710番地２　Ⅱ－201号
債務者　宮崎　和広
1　決定年月日時　平成28年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第８８号
大分市大手町３丁目４番11号（桜アパート５）
債務者　藤原千代子
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１８号
宮城県大崎市岩出山字上川原町152番地２　高橋貸家２号棟
債務者　宍戸　わか
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第３５号
宮城県大崎市古川駅前大通５丁目３番24号
債務者　板垣　京子
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第１１０号
石川県金沢市小立野１丁目９番９号　アゼリアルーム201号
債務者　三室　賢治
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２８号
山梨県富士吉田市上吉田4239番地　市営西吉田団地71号館１号室
債務者　宮下加津恵
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２８年（フ）第１６号
長野県駒ヶ根市上穂南３番１号　こまの杜宿免
債務者　城田　美穂（旧姓木内）
1　決定年月日時　平成28年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２８年（フ）第１０５号
千葉県松戸市常盤平３丁目１番地の２　岡田ビル401号
債務者　小澤　嘉孝
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１２０号
千葉県松戸市栄町３丁目185番地　サニーハイツ107号
債務者　堆朱　浩一
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１４０号
千葉県松戸市八ケ崎３丁目67番地の12
債務者　谷山貞子（旧姓金谷）こと　康　　貞順
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１４９号
千葉県柏市豊四季135番地７　サングレース豊四季702号
債務者　清水　晴美
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１７３号
千葉県松戸市栄町８丁目731番地　ウィンベル深野306号
債務者　林　　信幸
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１９５号
千葉県柏市豊四季345番地49
債務者　アケンタ　サンディ　アナヨこと　アケンタ　アナヨ　サンディ
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２１６号
千葉県柏市酒井根５丁目10番21号
債務者　金澤　善房
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第８３号
静岡県浜松市東区上石田町2381番地の３
債務者　渡邉　和義
1　決定年月日時　平成28年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２６１号
神戸市長田区駒ケ林町５丁目９番23号
債務者　アウス製靴こと　則元　　忠
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６２号
神戸市長田区駒ケ林町５丁目９番23号
債務者　則元寿代こと　康　ヒサコ
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部